

様式4

適合証明書

令和 年 月 日

地方独立行政法人 山梨県立病院機構
理事長 小俣 政男 殿

申請者 住 所
商号又は名称
代表者 氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

項目	自社の基準値	点数
① 令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③ 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

項目	譲渡予定量	点数
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

項目	取組の有無	点数
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～⑤の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成28年7月改定)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、様式4の別紙により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は参入日及び開示予定期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

様式4の別紙

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示^{※1}しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電の関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.425未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.525未満	50
	0.525以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.575未満	40
	0.575以上 0.600未満	35
	0.600以上 0.625未満	30
	0.625以上 0.650未満	25
② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書 ^{※2} の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成28年7月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を地方独立行政法人 山梨県立病院機構に譲渡することと

する。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を地地方独立行政法人 山梨県立病院機構 理事長に変更することをいう。書類等が有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるよう電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 「用語の定義」

用語	定義
① 令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の二酸化炭素排出係数。</p>
② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和6年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)} \over \text{令和6年度の供給電力量(需要端)} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>(1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>(2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。</p> <p>(1) 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>(2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>(3) 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和6年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
③ 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるものとする。</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\textcircled{1} + \textcircled{2}}{\textcircled{1} + \textcircled{2}} \times 100$ <p>①</p> <p>(1) 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端 (kWh))</p> <p>(2) 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端 (kWh))</p>

	<p>③ 令和6年度の供給電力量（需要端(kWh)）</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②）には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和6年度の供給電力量（③）には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>